

第四十七号議案

江戸川区プールの基準に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区プールの基準に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一万六千九百円」を「一万六千九百五十円」に改める。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、手数料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。